

四街道市第4回農業委員会議事録

平成30年 7月 9日(月)

第4回農業委員会総会会議次第

日時： 平成30年 7月 9日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第一会議室

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

12番 井岡信夫委員

14番 細野裕樹委員

3. 議 事

議案第1号 平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農地法第46条の規定による売払いに対する意見について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会に係る回答について

報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

報告第5号 農地法施行規則第53条第1号第5号による届出について

報告第6号 廃土処理（公共事業施行）届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 松戸芳子	2番 小金井貞夫
3番 林田静治	5番 橋本豊
6番 永野久雄	7番 野村裕治郎
8番 福田泰敏	9番 岡田英明
10番 江原清	12番 井岡信夫
13番 船津守	14番 細野裕樹
15番 中村礼奈	

欠席委員（1名）議席順

11番 中村永治

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	金親 信治
主 幹	池田 等
副 主 査	林田 良一
主 事	酒井 哲也

平成30年度第4回定例農業委員会総会議事録

日時：平成30年7月9日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

1. 開 会

○事務局 ありがとうございます。それでは会議規則第7条に基づきまして、議事の進行は会長が務めることになっておりますので、開会宣言の後、よろしくお願い致します。

○議 長（船津会長） それではしばらく議長を務めさせていただきます。平成30年度第4回定例農業委員会総会を開会致します。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、総会の成立することをご報告致します。

中村永治委員さんは連絡がありまして、欠席ということでございます。

次に本日の議事録署名委員は12番の井岡委員さん、14番の細野委員さんをお願いします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告致します。

3. 議 事

○議 長 それでは議事に移ります。

はじめに、議案第1号平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第4次農用地利用集積計画の決定を求められたものでございます。

2ページをお開き下さい。

平成30年度第4次農用地利用集積計画（案）です。

今回は3件となります。新規がなくいずれも更新です。

番号1は、大日の畑で更新であり、利用権は使用貸借権、終期は平成35年7月末日です。

番号2は、山梨の田で更新であり、利用権は賃借権、終期は平成40年7月末日です。
番号3は、山梨の田で更新であり、利用権は賃借権、終期は平成40年7月末日です。
その他は記載のとおりです。

3ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

整理番号1から3の借受者の状況ですが、いずれも記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 ただ今、議案第1号につきまして事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 よろしいですか。

○議長 それでは質問が無いようですので、採決をおこないます。
議案第1号につきまして賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号については、可決致します。

○議長 次に議案第2号農地法第46条の規定による売払いに対する意見についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第46条の規定による売払いに対する意見について

農林水産大臣が管理する国有地である山梨地区の畑、面積1090㎡について、耕作者より国に対し、買受申込がありました。

農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規定により、国有地の売り払いについて、買受申込者が、農地法施行規則第95条の規定に該当するか否かについて、農林水産省関東農政局長から本市農業委員会長に意見照会があったものです。

なお、農地法第46条は、国有農地を農業のために売り払う場合について規定したもので、また、施行規則第95条は、買受者が、取得後、耕作すると認められる場合について売り払いが可能となることを規定したものであり、また、同法3条第2項による規定に該当しないことが要件となっていることを規定しているものです。

7月2日に事前調査会を開催し、現地調査を行い、確認をいたしました。

本買受希望者は、既に数十年前から、該当地を借りて耕作をしており、該当地の両側の農地

は本人の所有地となっており、一体的に活用して営農している状況です。

現地調査の結果、すべての農地を耕作していることが確認され、また、同法3条第2項各号に該当しないことが判断されました。

位置につきましては、12ページから13ページ的位置図をご覧ください。

補足の説明ですが、さらに担当の方から説明を引き続きさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**事務局担当** 補足説明です。農地法第3条第2号各号とは、所謂3条許可時の譲受人の条件について規定しています。各号に該当しない者は農地を取得できるということです。例えば、取得後において農地を全て耕作しないもの、常時従事しない者、農地の合計面積が50アールに達しない者などです。

○**議長** 議案第2号につきましては、去る7月2日に第3班による事前調査会が行なわれており、班長の井岡委員さん、説明をお願いします。

○**井岡班長** 12番井岡です。ただ今事務局の説明の地番、氏名等、要件、面積等は事務局の説明の通りです。農地売り払いの申請でございますが、現地調査会の時に本人が現地で農作業中でした。また、国有地売り払いにより本人の農地の使用勝手がよくなり、事前調査会では、売り払いを受ける者に該当すると確認しました。

詳しくは地区担当の委員さんにお問い合わせ致します。

○**議長** それでは引き続き地区担当の橋本委員さん、説明をお願いします。

○**橋本委員** これは所有権移転ですけれども、国有農地の買い受けの申請でございます。

農地法等の一部を改正する法律附則第8条第2項に基づく農地法第46条の規程により、売り払いについて買受申込者が、農地法施行規則第95条の規程に該当するか否かについて、関東農政局から農業委員会に意見を求められたものでございます。

買受申込農地は、山梨字川戸の畑で面積は1090㎡です。

買受申込者の経営面積は50アールを超えていることなどから農地法第3条第2項に該当しないと考えられます。また、現在も当該農地は買受申込者の親の代から借り受けて耕作していることから農地法施行規則第95条の規定に該当すると判断されます。よってこの件につきましてよろしくお願ひ致します。

○**議長** 議案第2号につきまして、事務局並びに班長さん、地元担当の橋本委員さんから説明がありましたがご質問・ご意見のある方がいらっしゃいましたらどうぞ。

細野委員挙手

○**議長** 細野委員

○細野委員 一点だけ教えてください。古村のど真ん中に国有地があるということはなぜか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 想定なんですけど、以前は山梨の地主さんが持っていたものを借りていたんです。親の代に。これがおそらく相続や何かで農地を現物でやって、それが国有地になっちゃったのではないかとの推定です。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 これは世襲されているということですか。

橋本委員挙手

○議 長 橋本委員

○橋本委員 そうということですね。以前から借りていたのは間違いない。

細野委員挙手

○議 長 細野委員

○細野委員 はい、わかりました。

○議 長 他に質問はありませんか。

江原委員挙手

○議 長 江原委員

○江原委員 国有地を買い取って、これから農業を最低何年間はやらなければいけないとか縛りはありますか。概ね何年間とか。

事務局挙手

○議 長 事務局

○事務局 何年間という規程は無いのですけれども、私どもとして、自作農として農業をしていく見込みのある者となります。

○議 長 とりあえず何年という縛りは、事務局は無いと言ったけど、3条では当面3年以上ということでは来ている。

○議 長 他に質問、ご意見はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問・意見が無いようですので、農地法第46条の規定による売払いに対する意見について、売払いを受ける者に該当すると回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号農地法第46条の規定による売払いに対する意見について、売払いを受ける者に該当すると回答することに決定しました。

○議 長 次に、協議報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開きください。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について。事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

今回は1件ですが、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅用地に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第1号は終了致します。

○議 長 次に協議報告2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決

処分について事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開きください。

協議報告第2号農地法第5条第1項第6号による農地転用届け出に対する専決処分について事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から、7ページの4項まで、合わせて4件です。

いずれも、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて長屋住宅用地1件、専用住宅用地2件、公衆用道路用地1件に転用するという届出です。

詳細は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第2号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第2号は終了致します。

○議長 次に、協議報告第3号農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について説明致します。

千葉地方法務局より、受理通知書の原本を持参せず、写しの提示であったため、原本確認ができないことから照会があったものです。調査しましたところ、平成30年3月14日に農地法5条の届出の受理がなされており、非農地で報告致しました。

説明は以上です。

○議長 協議報告第3号について説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議長 それでは質問が無いようですので、協議報告第3号は、終了致します。

○議長 次に、協議報告第4号農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項は、資材置き場への転用ですが、7月2日に事前調査会メンバーと事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。

詳細は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第4号について、事務局から説明がありましたが、質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第4号は、は終了致します。

○議 長 次に、協議報告第5号を議題と致します。道路建設課職員の入室をお願いします。

道路建設課職員入室

○議 長 農地法施行規則第53条第1項第5号の規定による農地転用の届出についての整理番号1項及び2項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法施行規則第53条第1項第5号の規定による農地転用の届出について。同条文により許可不要となっております地方公共団体が設置する施設について、届出が提出されたのでご報告致します。

内容は、中台の畑に道路工事施工のための仮設道路を整備するものです。

整理番号1項は、114㎡の畑のうち90㎡を仮設道路とするものであり、整理番号2項は、389㎡の畑のうち102㎡を仮設道路とするものです。

その他の内容については記載のとおりでございます。

説明は、以上ですが、ここで道路建設課の出席者の紹介を致します。

道路建設課課長です。

同課担当です。

○議 長 それでは道路建設課の説明をお願いします。

○道路建設課 まず、当課の確認ミス等により、必要な手続きを行わず農地に対して区画形質の変更をしてしまい、申し訳ありませんでした。

現在施工中の都市計画道路3・3・1号山梨臼井線は、道路高さが既存の道路に対して大幅に高くなり、場所によっては土地利用のために、擦りつけなどの整備を用地交渉の中で約束して工事を進めている箇所があります。

こちらの仮設道路につきましては、本線整備を進める上で道路高さが高くなり既存の道路を利用して、奥にある土地へダンプの出入りが出来なくなることから、農地である土地を借りて、

仮設道路として拡幅し、砂利敷きした状態となっています。なお、こちらにつきましては、平成31年3月31日まで仮設道路として借りていて、その後、現状に復旧し地権者にお返しする予定となっています。

以上です。

○議 長 ただ今、事務局及び道路建設課課長から説明がありましたが、質問はありませんか。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 井岡です。先日事前調査会の時に、これに関して事務局の方に、文書は提出したんですか。

事務局挙手

○議 長 事務局

○事務局 先日、事前調査会がありまして3班の委員さんの方から今、道路建設課長の方から説明のあったように施工1か月前には提出する。その経緯経過を皆さんのお手元の方にはいっていませんが事務局の方にはいただいております。

井岡委員挙手

○議 長 井岡委員

○井岡委員 分かりました。有難うございます。

○議 長 今説明がありましたように公共工事で届け出ということですが、そのまま忘れてしまったとかそういう形で遅れてしまったので市の事業として届け出という案件が出ています。すべて先行されて書類が提出されますが、今回は遅れたので、道路建設課に来てもらって説明を受けたという形になります。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第5号は、終了致します。

○議長 次に、協議報告第6号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出についての整理番号1項及び2項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第6号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出についてご説明致します。

一つ前の第5号とこの第6号は関係するものでございます。

整理番号1および2については、いずれも四街道市が施工している都市計画道路3・3・1号山梨臼井線整備事業の実施に伴い発生した廃土の処理を中台地区の畑、田において処理をするものです。

整理番号1は、畑、田合わせて499㎡に廃土処理を行ったもので、工事期間は、平成27年2月20日から9月30日の間であり、当時、四街道市からの届出がなされなかったことが判明し、事後に届出がされたものです。

整理番号2は、畑、田合わせて270㎡に廃土処理を行っているもので、工事期間は、平成30年5月28日から平成31年3月31日の間であり、着手前の届出がなされなかったことから、着手後、届出がされたものです。

いずれにしても、同じ市のなかで、情報を共有し、連携が十分はかれなかったことから、このような事態となったことを深く反省する次第です。今後は、このようなことのないよう、関係各課との連携を深め、適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長 それでは道路建設課の説明をお願いします。

○道路建設課 こちらの案件につきましても、当課で事業を進める中で本来は必要な手続きにつきまして、確認ミスにより届出がなされていないことが判明したために、事後に届出を行なうものです。なお、地権者に対しては了解を得て工事を進めております。

○議長 ただ今、事務局及び道路建設課から説明がありましたが、質問はありませんか。

岡田委員挙手

○議長 岡田委員

○岡田委員 整理番号1項のほうは平成27年2月から何㎡ですか。整理番号2項も予定としてどのくらいの土をいれるのですか。

○道路管理課 整理番号1項の予定と致しましては約998㎡、整理番号2項も予定ですが、819㎡を予定しております。

○議長 よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 それでは質問が無いようですので、協議報告第6号は、終了致します。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。
その他ということで産業振興課の入室を願います。

産業振興課入室
道路建設課退出

○議 長 それでは産業振興課の説明をお願いします。

○産業振興課

農業委員の任期が、平成31年3月31日までです。

今年度中に募集し委嘱する必要があります。

定数は農業委員14名。

任期は平成31年4月1日～平成34年3月31日まで。

募集期間は11月1日～11月30日となり、今後、農家組合長回覧、市政だより、ホームページ等で周知していく予定です。

○議 長 何か質問ありますか。

事務局挙手

○議 長 事務局

○事務局 こちらにつきましては、来年の4月に向けてこのようなスケジュールを組んで今日皆さんにお示したところでございます。農業委員会を含めましてその辺については農業委員会の方への地区については踏襲するとか打合せしていきたいと思っております。もう一枚拡大した農地利用最適化推進委員の資料は、こちらについてはこのあと局長の方から説明致しますので、お待ちください。

○議 長 とりあえず農業委員会の方は以上で終わりにします。

引き続き局長の方から農地最適化推進委員について説明願います。

○事務局 用紙の方は皆さんお手元にお配りしてあるものですが、こちらの内容ですが、農地利用最適化推進委員の委嘱ということで、こちらの任期も31年3月31日で終了ということになります。今年度中に委嘱する必要があります。これは農業委員会に関する法律第17条第1項でうたっています。定数は8名、任期は平成31年4月1日～平成34年3月31日。こちらについては担当地域で前回の資料になりますが、地区地域を分けて、また担当地域より1名ずつ推進委員として選考させていただく。今後のスケジュールですが、今日皆さんにこちらをお示しして8月10日、先ほどの農業委員と同じですが、ただしこちらにつきましては12月6日、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会ということになります。推進委員は農業委員会の方での委嘱ということになります。31年4月1日より委嘱ということで、それについては追って連絡していきませんが、当然委員さんの方は市長の方から任命式が終えましたら初日に会長と職務代理を決めないといけないので、そちらを選考して、そのあとに推進委員の委嘱となります。

来週17日に研修がございます。その時に参加している推進委員さんにこの予定についてはお話をしたいと思っています。以上です。

○議 長 最適化推進委員について何か質問はある方はいらっしゃいますか。

推進委員さんが役割でありますので、それぞれの会合で話し合いをしてもらった方がいいかなという気がします。

○議 長 それではよろしいですか。

(質問・意見なし)

○議 長 次に本日の会議次第の裏面をご覧ください。8月の開催予定について、事前調査会が、8月1日の水曜日に第1班の委員さんをお願い致します。

また、総会は、8月9日 木曜日の午後2時で、場所は福祉センター3階会議室です。こちらです。

また、農地相談日は、8月1日を予定しておりますので、担当委員さんは事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会致します。

なお、事務局、親睦会から連絡事項がございますので、そのままお待ちください。

閉会午後3時1分